

みんなで安心

介護保険

介護サービスの手続きから利用まで



所沢市

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人が入会者となって介護保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指す「地域包括ケアシステム」の推進のため、介護保険制度は重要な役割を担っています。

介護が必要になっても、人生の最後まで安心して生活できるように、みんなで支えあうための身近で大事な制度です。



介護保険のしくみ

- みんなで支えあう制度です 3
- 介護保険に加入する人 4
- 保険証と介護保険負担割合証 5

介護保険料

- 保険料は大切な財源です 6

サービスの利用のしかた

- サービスを利用するまでの流れ 10

利用者の負担

- 費用の一部を負担します 22

サービスの種類

- 利用できるサービス 25

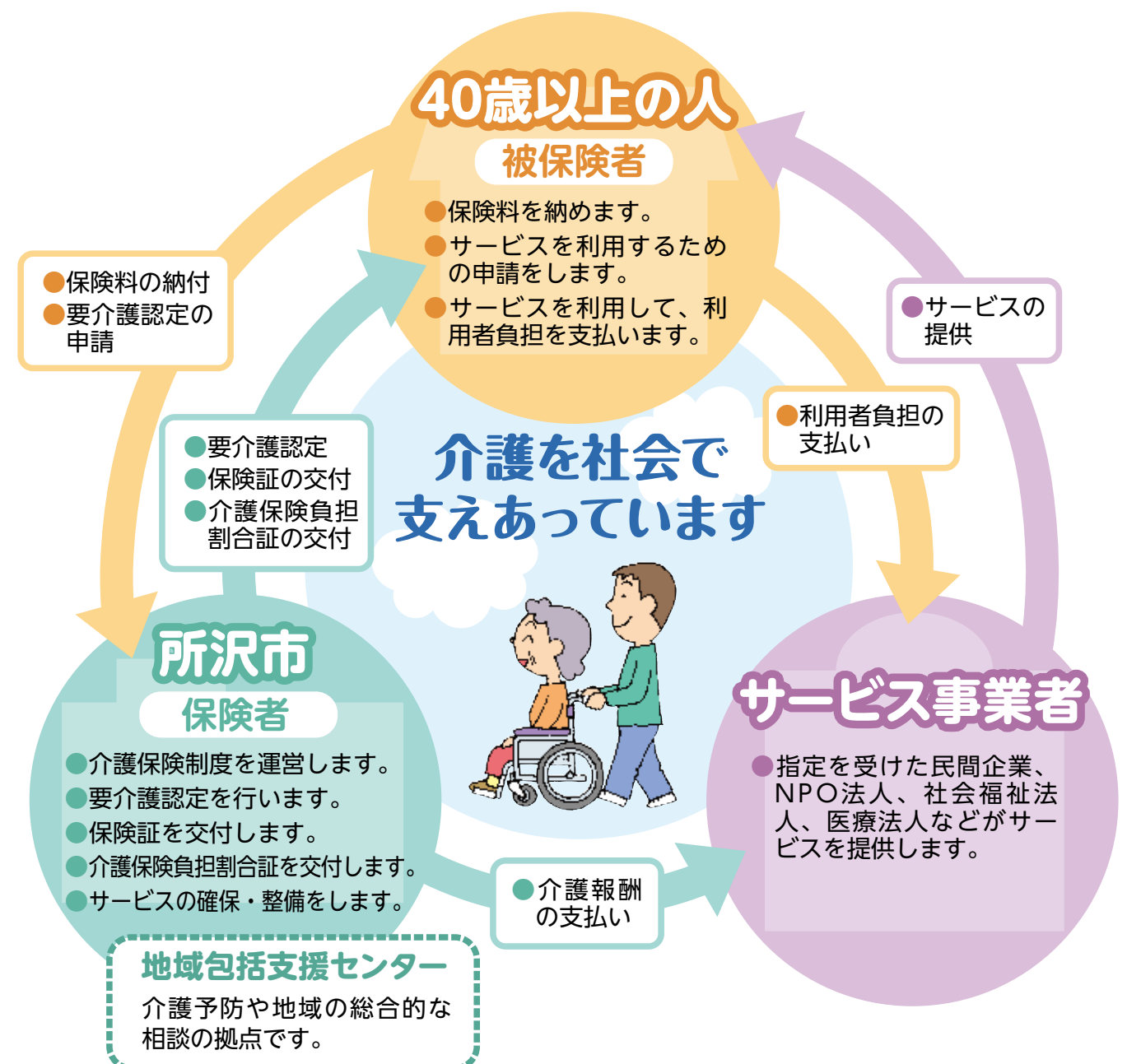
介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護が必要とならないために 36

所沢市の高齢者支援

- 高齢者のための保険給付以外のサービス 38

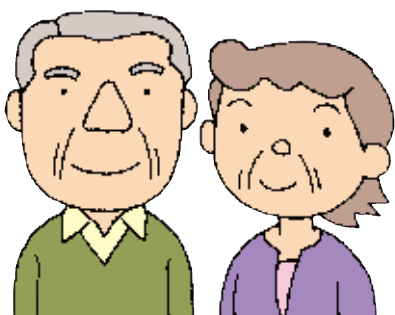
※掲載している内容については、今後見直される場合があります。



介護保険に加入する人

40歳以上の人は、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって2種類に分かれ、サービスを利用できる条件も異なります。

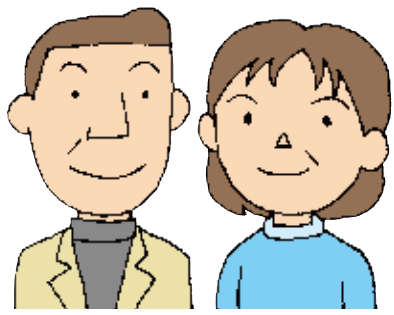
65歳以上の人は 第1号被保険者



サービスを利用できるのは
**介護や支援が必要であると
認定された人**

どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません。
※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、所沢市へ届け出が必要です。示談前に所沢市の介護保険課へ連絡してください。

40～64歳の方は 第2号被保険者



サービスを利用できるのは
**特定疾病により介護や支援が
必要であると認定された人**

特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、対象になりません。

特定疾病

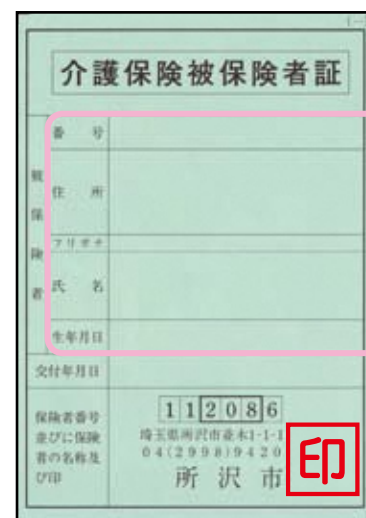
加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起す病気で、16疾病が指定されています。

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**

- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

保険証と介護保険負担割合証

介護保険の保険証



医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

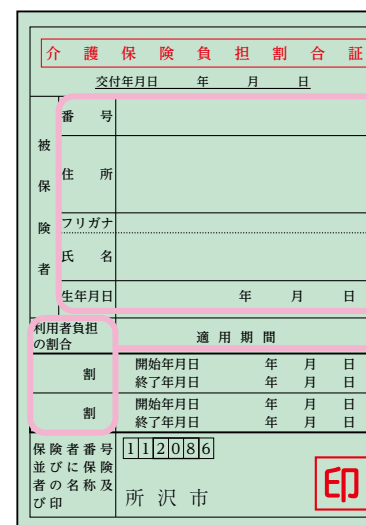
- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに
必要です

- ★ 要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ ケアプランの作成を依頼するとき
- ★ サービスを利用するとき など

介護保険負担割合証



介護保険で認定を受けた人などに、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合が記載されています。

■ 認定を受けた人や総合事業を利用する人に、**毎年交付**されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合が記載されています

こんなときに
必要です

- ★ サービスを利用するとき など



サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

こたえ

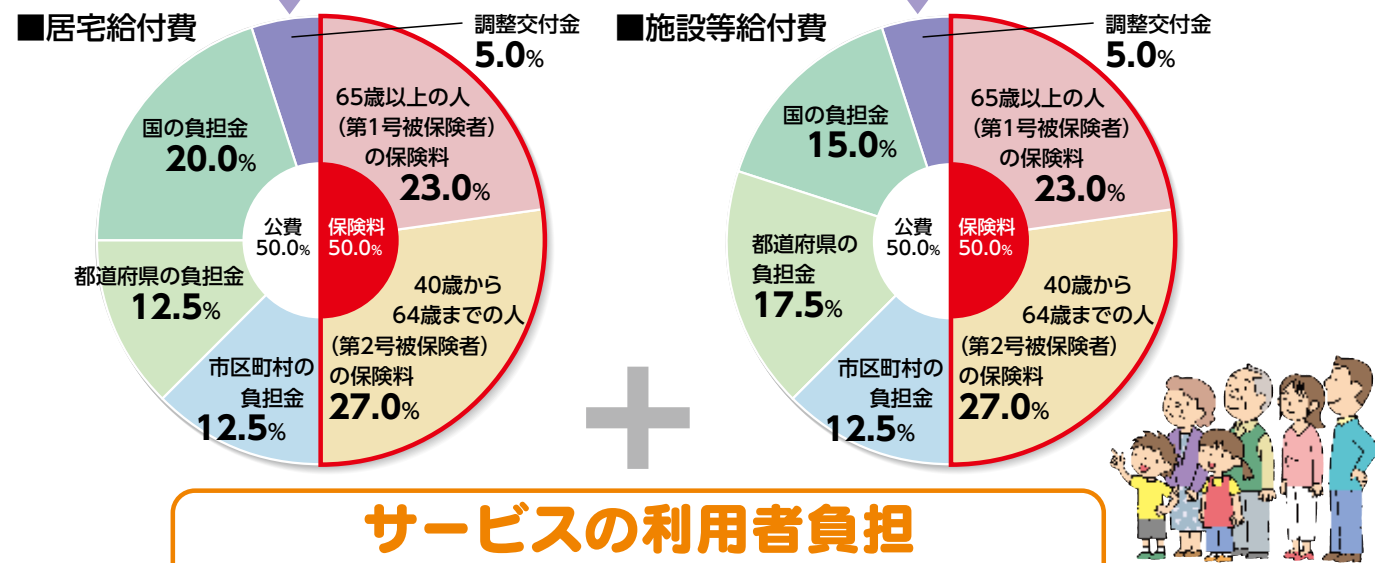
介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の人も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。

保険料は大切な財源です

介護保険は、公費（国や都道府県、市区町村の負担金）と40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和3～5年度の財源割合

所沢市では、市区町村の財政格差を是正する調整交付金2.5%（3年間の平均）の収入を予定しています。



保険料を滞納しているとなぜなるのですか。

こたえ

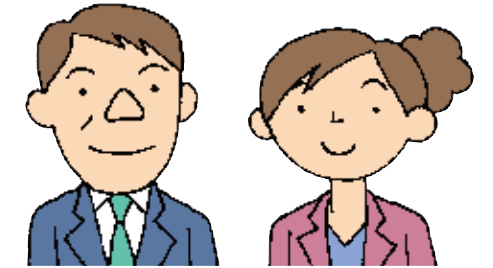
保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると
サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
- 2年以上滞納すると
保険料は納期限から2年が経過すると時効となります。時効となった滞納期間に応じてサービスを利用するときの利用者負担の割合が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人は4割に引き上げられます。

40～64歳の人の保険料

40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

職場の医療保険に加入している人



決め方

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護保険料

= 給与及び賞与

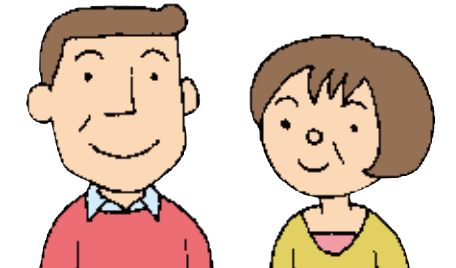
× 介護保険料率

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて給与及び賞与から徴収されます。
※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

国民健康保険に加入している人



決め方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

介護保険料

所得割

= 第2号被保険者の所得に応じて計算

均等割

+ 世帯の第2号被保険者数に応じて計算

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の公費負担（国・県）があります。

納め方

医療保険分と介護保険分とを合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

65歳以上の人の保険料

決め方

保険料は基準額をもとに、所得や課税状況に応じて決められます。



基準額(年額)

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{所沢市の介護サービス総費用(利用者負担分を除く)} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{所沢市の65歳以上の人数}}$$

令和3～5年度の介護保険料

第1～第3段階の保険料額は軽減されています。(※5)

保険料段階	対象となる方	年額(※4)
第1段階	①生活保護を受給している方 ②世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ③世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額」(※1)と「その他の合計所得金額」(※3)の合計が、80万円以下の方	19,200円 (基準額×0.30)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	25,700円 (基準額×0.40)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が、120万円を超える方	45,000円 (基準額×0.70)
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者があり、本人の前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が、80万円以下の方	56,500円 (基準額×0.88)
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者があり、本人の前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が、80万円を超える方	64,200円 (基準額×1.00)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が125万円以下の方	73,900円 (基準額×1.15)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え、210万円未満の方	80,300円 (基準額×1.25)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	96,400円 (基準額×1.50)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	109,300円 (基準額×1.70)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が430万円以上640万円未満の方	118,900円 (基準額×1.85)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が640万円以上850万円未満の方	125,300円 (基準額×1.95)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が850万円以上1,060万円未満の方	131,800円 (基準額×2.05)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,060万円以上の方	138,200円 (基準額×2.15)

(※1) 「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金などの課税対象となる公的年金等の収入額です。遺族年金、障害年金などは含まれません。

(※2) 「合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額で、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額です。基礎控除、扶養控除等の所得控除や損失の繰越控除などを行う前の金額をいいます。(介護保険料の所得指標では長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。) また、令和3年度から適用される税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除が一律10万円引き下げられましたが、この税制改正による所得の増額分については、所得金額調整控除等により控除され、影響が出ないように調整しています。

(※3) 「その他の合計所得金額」とは、上記の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額をいいます。

(※4) 年額は、基準額(64,296円)に割合を乗じた額から100円未満を切り捨てた額となります。

(※5) 第1～第3段階の保険料額は、消費税率引上げに伴う国の低所得者対策により、軽減が強化されています。

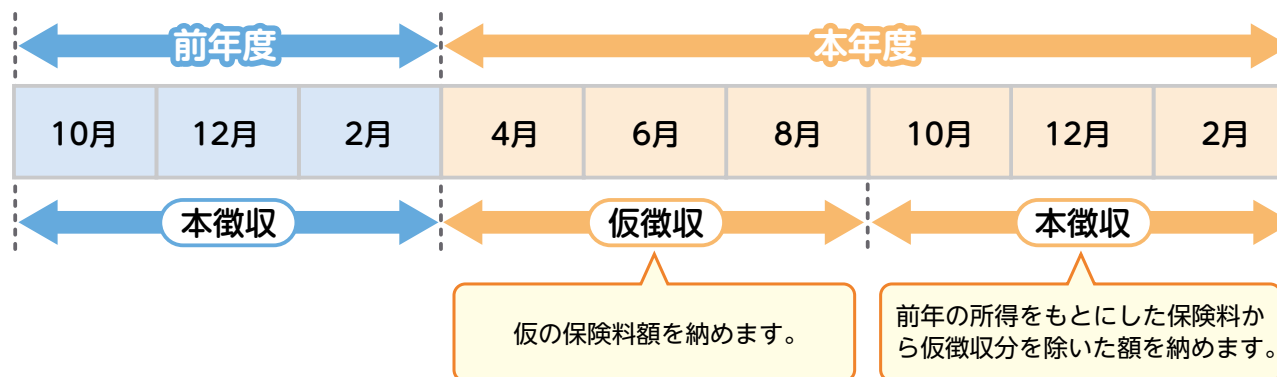
納め方

65歳以上の人の介護保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分かれます。

年金が年額18万円以上の人 → 特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。公的年金(老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金等)が特別徴収の対象です。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は仮の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します(本徴収)。



■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

年金が年額18万円未満の人 → 普通徴収

所沢市から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。口座振替の開始は、申し込み日の翌月末の納期からになります。

口座振替

が便利です

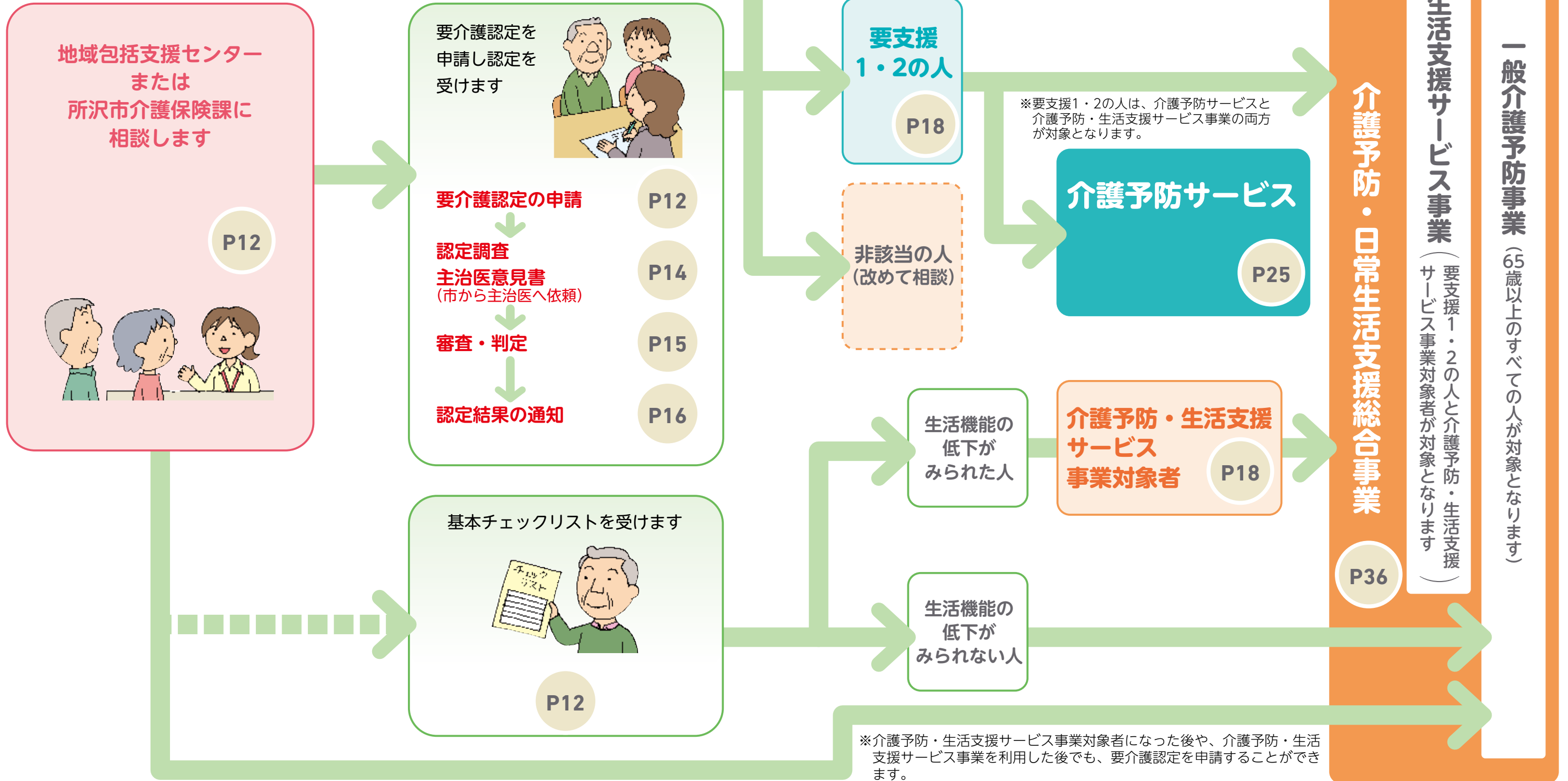
- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳等
- 通帳の届け出印



★これらを持って所沢市指定の金融機関で手続きをしてください。

サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センター（くわしくはP19）や所沢市介護保険課の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。



※一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業を利用した後でも、要介護認定を申請することができます。

※40~64歳の人介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、要介護認定を申請して要支援1・2と認定される必要があります。

相談

どんなサービスを利用するか相談します

地域包括支援センターで、利用したいサービスなどについて相談します。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

基本チェックリスト

生活機能が低下していないか調べます

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、基本チェックリストで生活機能の低下がないかを調べます。低下がみられた場合には、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき介護予防・生活支援サービス事業対象者としてサービスが利用できます。(P18へ)

- ※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には、要介護認定の申請を案内します。
- ※40～64歳の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請してください。
- ※要介護認定で非該当になった人も、介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合には基本チェックリストを受けます。



生活機能とは、どんな機能のことですか？

こたえ

人が生きていくための機能全体のことで、体やこころの働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

要介護認定の申請

介護サービスや介護予防サービスを利用するためには、申請が必要です

介護サービスを利用するためには、「要介護認定」の申請をすることが必要です。まずは、市介護保険課で申請の手続きをしてください。

本人が申請に行けない場合には、家族や成年後見人、民生委員や地域包括支援センター職員、又は指定居宅介護支援事業者※・介護保険施設職員などに申請を代行してもらってもできます。



申請に必要なもの

- ★要介護認定・要支援認定申請書（記入のしかたはP13）
- ★認定調査確認表
- ★介護保険被保険者証
- ★医療保険の保険証



申請後、認定結果が通知されるまでの間にサービスを利用することはできますか。

こたえ

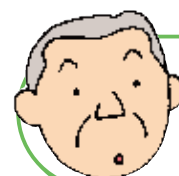
申請後、認定結果が通知されるまでの間でもサービスを利用することはできます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成する必要があります。利用者負担割合に応じてサービスを受けることができますが、「非該当」と認定された場合、全額自己負担となります。

申請書の記入のしかた

- 認定を受ける方の、介護保険被保険者番号・氏名等をご記入ください。
- 日中、ご自宅がつながりにくい場合は、携帯電話やご家族等のご連絡先もご記入いただき、右欄に優先順位をご記入ください。
- ご加入の医療保険の番号等をご記入ください。
- 医療機関や介護保険施設に入院・入所している場合、施設名をご記入ください。
- 同意（署名）について、ご協力ください。ご本人が記入できない場合は、ご本人やご家族の了解の上、代筆も可能です。
- 介護サービスを受けようとする症状を診ていただいている医療機関名と主治医名をご記入ください。
- 第2号被保険者の方は、特定疾病の番号と疾病名をご記入ください。

※この申請書のほかに、「認定調査確認表」もご記入ください。

※申請書の様式は変更される場合があります。



主治医とはどんなお医者さんのことですか。

こたえ

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状態をよく理解している医師のことです。主治医がいない場合は、ご相談ください。

※指定居宅介護支援事業者

市区町村の指定を受け、ケアマネジャー（くわしくはP21）を配置している事業者です。要介護認定の申請の代行や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。介護予防ケアプランについては地域包括支援センター（裏表紙）が作成します。

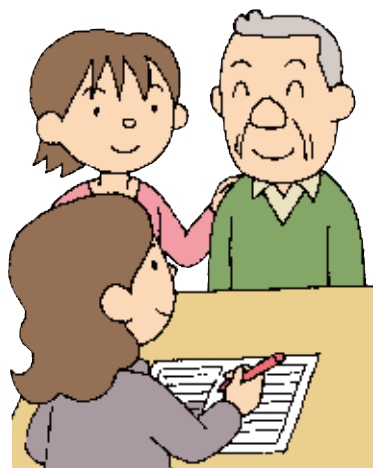


認定調査

介護が必要な状態かどうか調査が行われます

認定調査

所沢市の職員などが自宅を訪問し、心身の状態について、動作の確認及び本人や家族から聞き取り調査などを行います。



このような調査項目があります

【基本調査の概要】

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力

【概況調査】

- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度

【特記事項】



主治医意見書

本人の主治医に意見書（傷病、心身の状態、生活機能等に関する意見及び特記事項）を作成してもらいます。



認定調査を受けるときは…

- **困っていることはメモしておく**
緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておく
と安心です。
- **家族などに同席してもらう**
家族などいつもの介護者に同席してもらうことで、より正確な調査ができます。
- **日常使っている補装具があれば伝える**
つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

審査・判定

どの程度介護が必要か審査・判定します

調査票の結果と主治医意見書をもとにコンピュータ判定（一次判定）され、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会*が審査し、どのくらいの介護が必要かを判定（二次判定）します。

一次判定

（コンピュータ判定）

認定調査結果と主治医意見書をもとに、全国一律の基準によりコンピュータ処理されます。



調査票特記事項

調査票では評価できない固有の手間などについて、認定調査員が記入します。



主治医意見書

市の依頼により、心身の状態等について主治医が意見書を作成します。



介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

要介護1～5

要支援1・2

非該当

※介護認定審査会

市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人から構成され（一合議体）、介護の必要性について、総合的に審査します。



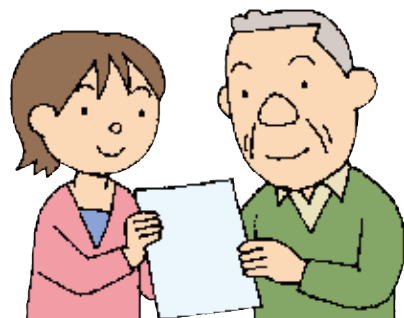
認定結果に納得できないときはどうすればよいのですか。

こたえ

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは市介護保険課の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、埼玉県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

認定結果の通知

審査結果にもとづいて、認定結果が通知されます



介護が必要な「要介護1～5」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、要支援・要介護に該当しない「非該当」の区分に認定され、その結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きます。

要介護状態区分

※状態の説明は、あくまで目安です。

- 要介護1** 歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
- 要介護2** 歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
- 要介護3** 歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
- 要介護4** 日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
- 要介護5** 生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

介護サービスが利用できます 介護給付

利用までの手続きは…………… P20
利用できるサービスは…………… P25

- 要支援1** ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
- 要支援2** 日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い

※要支援1・2の人は、介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方を利用できます。

介護予防サービスが利用できます 予防給付

利用までの手続きは…………… P18
利用できるサービスは…………… P25

非該当 要支援・要介護に該当しない人

基本チェックリスト

介護予防・生活支援サービス事業対象者 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

所沢市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業

利用までの手続きは…………… P18
利用できるサービスは…………… P36

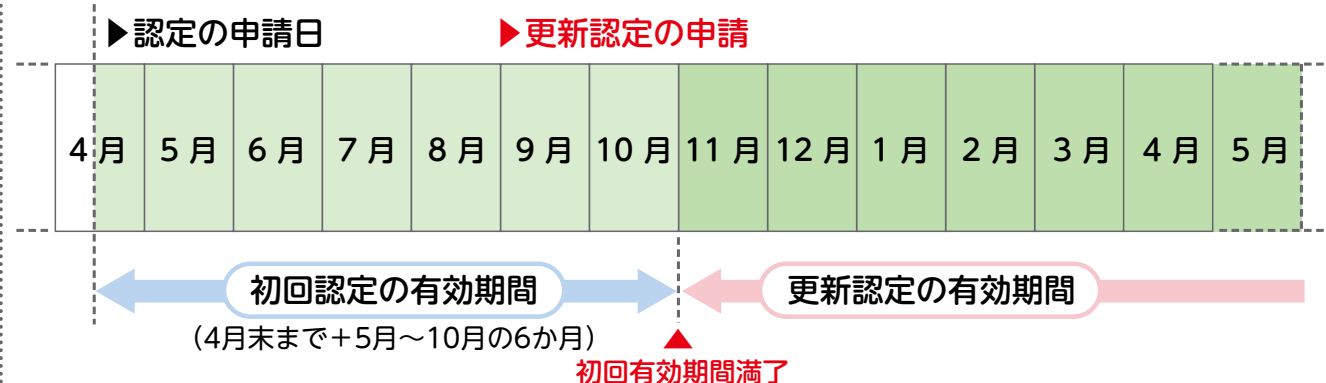
要介護認定の更新手続きが必要です

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、所沢市介護保険課の窓口で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて調査・審査、認定が行われます。

要介護認定の有効期間と更新の時期

(月の途中で申請し、6ヶ月の有効期間が出ていた場合)

(例)



要介護認定の有効期間内に心身の状態が悪化したらどうなるのでしょうか。

こたえ

有効期間内に心身の状態が悪化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、区分の変更を申請してください。手続きは初回と同じです。



認定を受けたあとに他市に引っ越しました。改めて申請からやり直さなければいけないのですか。

こたえ

原則として、他市区町村に引っ越しても所沢市で認定された要介護度に基づいてサービスが利用できます。所沢市と転入先の両方の窓口で手続きをしてください。ただし、市区町村によっては利用できるサービスに差がある場合があります。

ケアプランの作成 (要支援1・2、事業対象者)

地域包括支援センターでケアプランを作成

要支援1・2と認定された人は、介護予防サービスと所沢市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

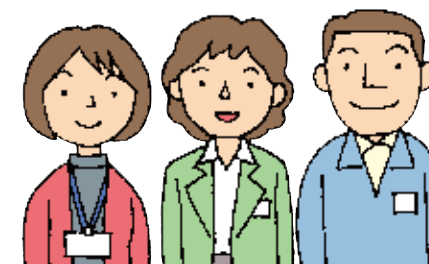
事業対象者と認定された人は、所沢市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。どちらも地域包括支援センターが中心となってサポートします。

※介護予防ケアプラン・ケアプランの作成に利用者負担はありません。

● 地域包括支援センター

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

- 介護予防ケアマネジメント（自立した生活ができるよう支援します）
- 総合的な相談・支援（何でもご相談ください）
- 虐待防止などの権利擁護（みなさんの権利を守ります）
- ケアマネジャーへの支援（さまざまな方面から支えます）



地域包括支援センター

要支援1・2の人

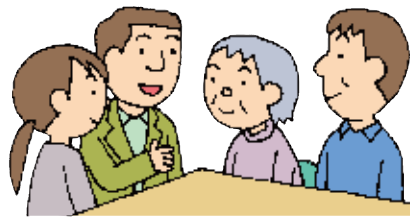
アセスメント

地域包括支援センターと、本人、家族が話し合い生活上の問題やその原因を整理・分析します。



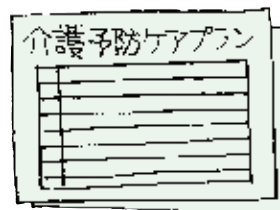
サービス担当者会議

家族やサービス事業者を含めて話し合いをします。



介護予防ケアプランの作成

サービスの種類や回数を決定し、介護予防ケアプランを作成します。



サービス事業者と契約

介護予防サービスを利用

介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P25～P33

介護予防・生活支援サービス事業対象者

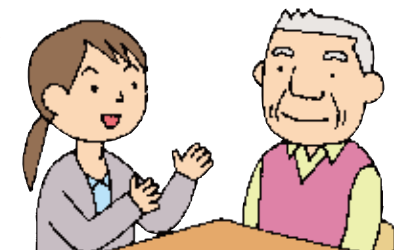
アセスメント

地域包括支援センターで、本人や家族と話し合い、課題を分析します。



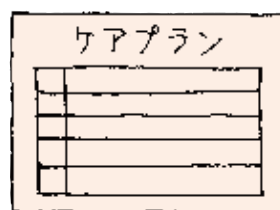
サービス担当者会議

必要に応じて家族やサービス事業者を含めて話し合いをします。



ケアプランの作成

サービスの種類や回数を決定し、必要に応じてケアプランを作成します。



利用するサービスによつては契約が必要

市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業を利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P36～P37

ケアプランの作成 (要介護1~5の人)

居宅介護支援事業者または入所する施設で ケアプランを作成

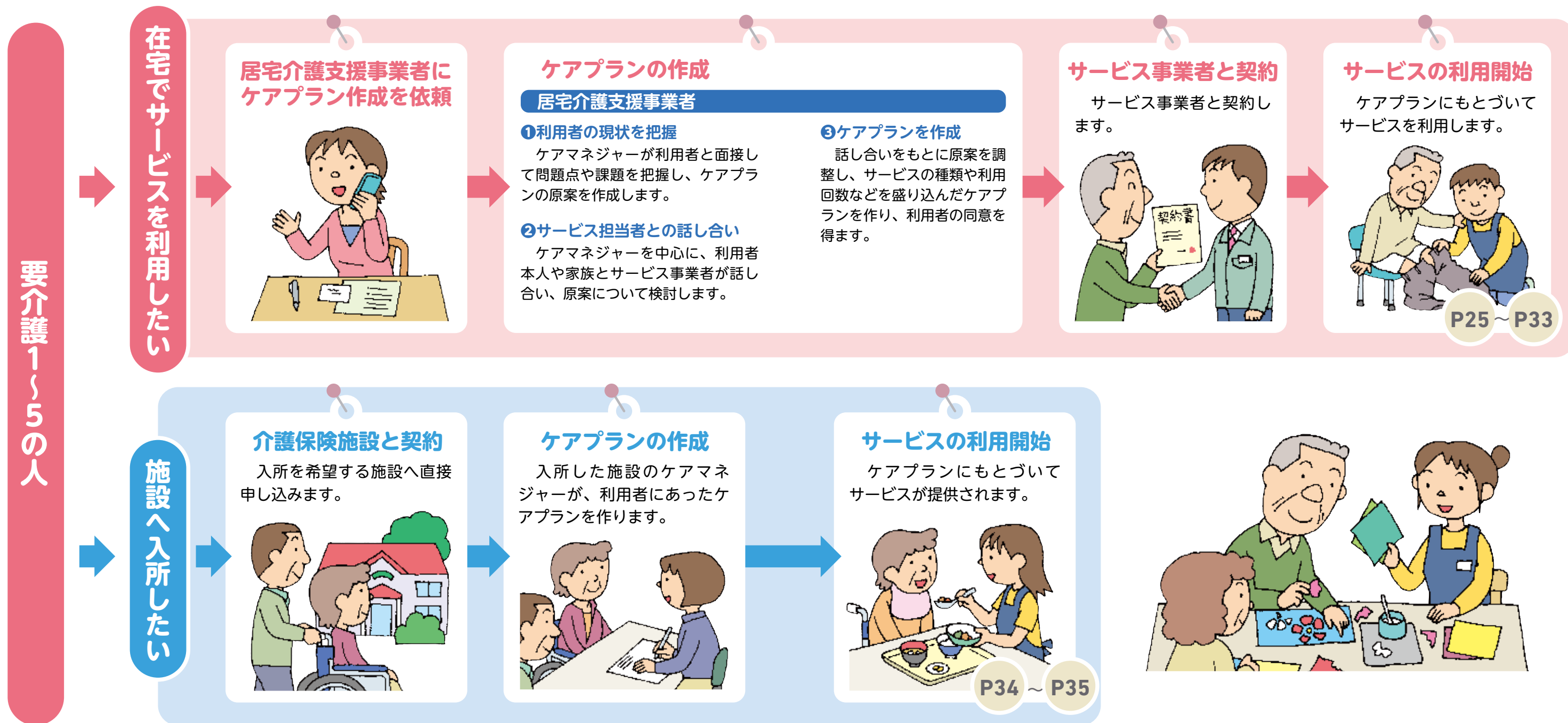
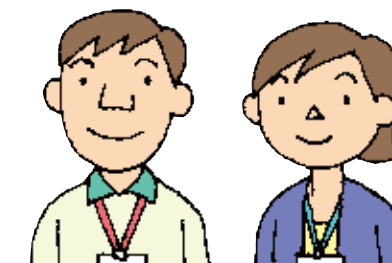
要介護1~5と認定された人は、介護サービスが利用できます。在宅でサービスを利用する場合と施設に入所する場合で、ケアプランを作成する事業者が違います。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

● ケアマネジャー (介護支援専門員)

ケアマネジャーは介護の知識を幅広くを持った専門家で、次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の介護にかかわる相談に応じアドバイスをします。
- 利用者の自立支援のためのケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



費用の一部を負担します

サービスを利用したら、かかった費用のうち、利用者負担の割合分をサービス事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人、住民税非課税の人、生活保護受給者 64歳以下の人（第2号被保険者）

在宅サービスの費用

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は負担割合に応じて（1～3割）ですが、上限額を超えた分は全額利用者の負担となります。

■主な在宅サービスの支給限度額（1か月・6級地）

要介護状態区分	支給限度額	利用者負担（1割）
要支援1	51,700円	5,170円
要支援2	108,200円	10,820円
要介護1	172,200円	17,220円
要介護2	202,400円	20,240円
要介護3	277,800円	27,780円
要介護4	317,700円	31,770円
要介護5	371,900円	37,190円



※この表は目安です。サービスの種類等により金額は異なります。
※介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の限度額が設定されます。

■支給限度額が適用されないサービス（内容によっては支給限度額が適用される場合もあります）

要支援1・2の人のサービス	要介護1～5の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 ●特定介護予防福祉用具購入 ●介護予防住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特定福祉用具購入 ●住宅改修

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。



■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上の65歳以上の方がいる世帯	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満の65歳以上の方がいる世帯	世帯 44,400円
●一般（上記区分に当たらない住民税課税世帯）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●課税年金収入およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者 	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

年間（8月～翌年7月）の介護保険と医療保険の利用者負担額を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます（高額医療・高額介護合算制度）。なお、月ごとの高額介護（介護予防）サービス費（介護保険）や高額療養費（医療保険）の支給対象となった額は除きます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
■毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
■支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

利用者負担を軽減する制度

●訪問介護利用者負担額軽減制度

障害者ホームヘルプサービスを利用していた人が訪問介護を利用した場合に、一定の要件に該当すると利用者負担額（保険給付分）を軽減します。（申請が必要です。）

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が運営主体となっている特別養護老人ホームへの入所や短期入所などを利用する際、一定の要件に該当する人が申請すると利用者負担額が軽減されます。

●利用者負担助成金制度

市では独自の制度として、住民税非課税世帯の方が介護サービスを利用した際、右表のとおり利用者負担について一定の助成を行っています。申請が必要ですので、所定の書類（支払った内容が分かる領収書又はコピー）を添付し、申請書とともに市介護保険課に提出してください。

助成対象者		助成割合等	助成対象サービス
住民税非課税世帯	高齢福祉年金受給者	1/2	住宅改修・福祉用具購入・紙おむつの給付を除くすべてのサービス
	上記以外の人	1/4	

※介護サービスを利用した日の属する月の末日から6か月以内に申請してください。

サービスに苦情や不満があるとき

サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者と相談しづらいときは、下のような相談先があります。

① ケアマネジャーに相談

事業者との調整をしてくれます。担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておく安心です。



② 所沢市介護保険課に相談

相談や苦情の内容をもとに、市で事業者を調査して指導します。
TEL:04-2998-9420



③ 地域包括支援センターに相談

地域の高齢者を総合的に支援する地域包括支援センターでも相談を受け付けています。（裏表紙）



④ 国民健康保険団体連合会に相談

市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国民健康保険団体連合会(国保連)に申し立てることができます。
埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係:048-824-2568

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的	契約の目的となるサービスが明記されていますか。
契約の当事者	利用者と事業者との間の契約になっていますか。
指定事業者	都道府県等から指定された事業者ですか。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数ですか。
契約期間	在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間になっていますか。
利用者負担金	利用者負担の金額や交通費の要否などの内容が明記されていますか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合及びその手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されていますか。
秘密保持	利用者及び利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっていますか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、不明なところは説明を受けて確認しましょう。

利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすです。（2割・3割負担の場合は、それぞれ2倍、3倍となります。）

●掲載している金額のほかに、サービス内容による加算などがあります。

居宅介護支援（要介護1～5の人）

在宅で介護サービスを利用するためには、まず、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）に「ケアプラン」の作成を依頼し「居宅サービス計画等作成依頼届出書」を所沢市に提出する必要があります。介護サービスは、そのプランに沿って利用します。

※「ケアプラン」作成についての利用者負担はありません。

介護予防支援（要支援1・2の人）

介護予防サービスは、地域包括支援センターが中心となって支援します。サービスを利用するためには、まず、地域包括支援センターに相談し、自分に合った「介護予防ケアプラン」の作成を依頼します。また、「介護予防サービス計画等作成依頼届出書」を所沢市に提出する必要があります。介護予防サービスは、そのプランに沿って利用します。

※「介護予防ケアプラン」作成についての利用者負担はありません。

在宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降助も利用できます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

	内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
身体介護	30分以上1時間未満	4,126円	413円
	1時間以上1時間半未満	6,033円	604円
生活援助	20分以上45分未満	1,906円	191円
	45分以上	2,344円	235円

※早朝、夜間、深夜などは加算があります。

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
乗車・降車等介助(片道1回)	1,031円	104円

※移送に係る費用は別途負担になります。

訪問入浴介護

要介護1～5の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

■サービス費用のめやす

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
全身入浴1回につき	13,129円	1,313円

訪問型サービス

要支援1・2の人

事業対象者

■サービス費用のめやす（1回につき）

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
週1回程度の利用	2,792円	280円
週2回程度の利用	2,834円	284円
週2回程度を超える利用	2,990円	299円

次のようなサービスは介護保険の対象となりません。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話 ●草むしりや花木の手入れ
- 洗車
- 大掃除や家電の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

要支援1・2の人

■サービス費用のめやす

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
全身入浴1回につき	8,877円	888円

訪問リハビリテーション

要介護1～5の人

要支援1・2の人

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。

■サービス費用のめやす

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
1回につき	3,171円	318円

訪問看護

要介護1～5の人

要支援1・2の人

看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす (1回につき)

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)	
訪問看護ステーション	30分未満	4,897円	490円
	30分以上1時間未満	8,554円	856円
病院又は診療所	30分未満	4,147円	415円
	30分以上1時間未満	5,970円	597円

※早朝、夜間は25%加算、深夜は50%加算。
緊急時訪問加算などの加算があります。

■サービス費用のめやす (1回につき)

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)	
訪問看護ステーション	30分未満	4,689円	469円
	30分以上1時間未満	8,252円	826円
病院又は診療所	30分未満	3,970円	397円
	30分以上1時間未満	5,751円	576円

※早朝、夜間は25%加算、深夜は50%加算。
緊急時訪問加算などの加算があります。

居宅療養管理指導

要介護1～5の人

要支援1・2の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす (1月2回まで)

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
医師による指導1回につき	5,140円	514円

※単一建物居住者1人に対して行う場合

その他のサービス

■紙おむつの給付

●市では独自の制度として要介護2～5の認定を受け、在宅で介護を受けている人に、介護保険で紙おむつの給付を行っています(入院・入所(ショートステイ含む)中は給付対象外です。入所施設の種類により対象となる場合があります。)。要支援1・2又は要介護1の人については、一定の条件を満たす場合のみ給付可能となります。

■どんなサービス?

市の指定した事業者が紙おむつを自宅まで配送しますので、サービスの利用は原則市内に居住されている人に限ります。紙おむつの給付を希望される人は、事前に市介護保険課に申請してください。

給付の対象となるもの ★紙おむつ(テープ式・パンツ式・フラットタイプ) ★尿とりパッド

※1か月の限度額は5,600円です。(利用者負担は費用の1割～3割。)

例・費用が5,000円の場合、利用者負担は500円(1割)～1,500円(3割)

施設に通って受けるサービス

通所介護(デイサービス)

要介護1～5の人

通所介護施設等で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

■通常規模の事業所の場合(1回、7時間以上8時間未満につき)

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	6,726円	673円
要介護2	7,938円	794円
要介護3	9,201円	921円
要介護4	10,454円	1,046円
要介護5	11,728円	1,173円

※送迎を含みます。
※入浴の加算があります。
※食費、日常生活費は別途必要です。
※通常規模とは、前年度1月当たり平均利用延人数が750人以内の事業所をいいます。

通所型サービス

要支援1・2の人

事業対象者

通所介護施設等で必要な日常生活上の支援や機能訓練等のサービスが受けられます。

■共通的服务(1回につき)

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1・事業対象者	3,943円	395円
要支援2・事業対象者	4,056円	406円

※送迎、入浴を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。

■選択的サービス(1か月につき)

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
運動器機能向上	2,310円	231円
栄養改善	2,054円	206円
口腔機能向上	1,540円	154円
生活機能向上グループ活動	1,027円	103円

通所リハビリテーション(デイケア)

要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

■通常規模の事業所の場合(1回、6時間以上7時間未満につき)

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	7,334円	734円
要介護2	8,718円	872円
要介護3	10,061円	1,007円
要介護4	11,662円	1,167円
要介護5	13,232円	1,324円

※送迎を含みます。
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。
※食費、日常生活費は別途必要です。

■共通的服务(1か月につき)

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	21,207円	2,121円
要支援2	41,309円	4,131円

※送迎、入浴を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。

■選択的サービス(1か月につき)

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
運動器機能向上	2,324円	233円
栄養改善	2,066円	207円
口腔機能向上	1,549円	155円



施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護1～5の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	6,156円	616円
要介護2	6,869円	687円
要介護3	7,613円	762円
要介護4	8,325円	833円
要介護5	9,028円	903円

■単独型・ユニット型個室の場合（1日につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	7,623円	763円
要介護2	8,325円	833円
要介護3	9,100円	910円
要介護4	9,803円	981円
要介護5	10,505円	1,051円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。
※利用料は施設の人員基準によって異なります。

要支援1・2の人

■介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	4,607円	461円
要支援2	5,733円	574円

■単独型・ユニット型個室の場合（1日につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	5,733円	574円
要支援2	6,962円	697円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。
※利用料は施設の人員基準によって異なります。

短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医学的な管理の下で医療上のケアを含む日常生活上の支援などが受けられます。

■介護老人保健施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	8,493円	850円
要介護2	8,996円	900円
要介護3	9,643円	965円
要介護4	10,177円	1,018円
要介護5	10,732円	1,074円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。
※利用料は施設の人員基準によって異なります。

要支援1・2の人

■介護老人保健施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	6,264円	627円
要支援2	7,887円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。
※利用料は施設の人員基準によって異なります。

短期入所サービス（ショートステイ・医療型ショートステイ）を利用するときの注意点

短期入所サービスはあくまで在宅生活の継続のために利用するサービスですので、利用できる日数に注意してください。

- 短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とします。

特定施設に入所して利用するサービス

特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人

介護付有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

■サービス費用のめやす（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	165,757円	16,576円
要介護2	186,092円	18,610円
要介護3	207,659円	20,766円
要介護4	227,377円	22,738円
要介護5	248,636円	24,864円

※1か月を30日として計算しています。
※家賃、食費、日常生活費は別途必要です。
※施設での介護サービスが外部サービス提供事業より提供される場合は、上記とは別に料金が設定されています。

要支援1・2の人

■サービス費用のめやす（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	56,074円	5,608円
要支援2	95,819円	9,582円

※1か月を30日として計算しています。
※家賃、食費、日常生活費は別途必要です。
※施設での介護サービスが外部サービス提供事業より提供される場合は、上記とは別に料金が設定されています。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として所沢市民のみ利用できます。

小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

■同一建物に居住する者以外に対して行う場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	107,669円	10,767円
要介護2	158,234円	15,824円
要介護3	230,183円	23,019円
要介護4	254,045円	25,405円
要介護5	280,118円	28,012円

要支援1・2の人

■同一建物に居住する者以外に対して行う場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	35,514円	3,552円
要支援2	71,772円	7,178円



認知症対応型通所介護

要介護1～5の人

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

■単独型の場合（1回、7時間以上8時間未満につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	10,247円	1,025円
要介護2	11,363円	1,137円
要介護3	12,478円	1,248円
要介護4	13,594円	1,360円
要介護5	14,709円	1,471円

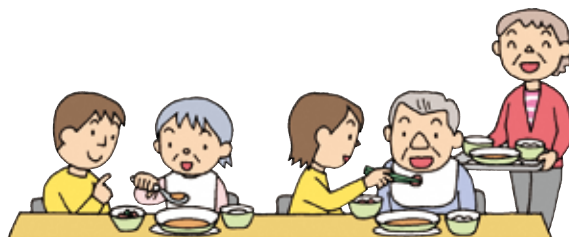
※送迎を含みます。
※入浴は別途費用が必要です。

要支援1・2の人

■単独型の場合（1回、7時間以上8時間未満につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援1	8,873円	888円
要支援2	9,906円	991円

※送迎を含みます。
※入浴は別途費用が必要です。



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1～5の人

認知症の人が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

■ユニット数2の場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	231,691円	23,170円
要介護2	242,474円	24,248円
要介護3	249,869円	24,987円
要介護4	254,798円	25,480円
要介護5	260,036円	26,004円

※1か月を30日として計算しています。
※家賃、食費、日常生活費は別途必要です。

要支援2の人

※要支援1の人は利用できません。

■ユニット数2の場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要支援2	230,458円	23,046円

※1か月を30日として計算しています。
※家賃、食費、日常生活費は別途必要です。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

要介護3～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所できるのは、原則として要介護3～5の人です。

■ユニット型個室の場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護3	247,404円	24,741円
要介護4	269,279円	26,928円
要介護5	290,230円	29,023円

※1か月を30日として計算しています。
※家賃、食費、日常生活費は別途必要です。

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護付有料老人ホームなどに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。



■要介護1～5の人（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	166,990円	16,699円
要介護2	187,632円	18,764円
要介護3	209,199円	20,920円
要介護4	229,226円	22,923円
要介護5	250,485円	25,049円

※1か月を30日として計算しています。
※家賃、食費、日常生活費は別途必要です。

看護小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊を利用して介護や医療・看護のケアが受けられます。

■同一建物に居住する者以外に行う場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	128,484円	12,849円
要介護2	179,772円	17,978円
要介護3	252,713円	25,272円
要介護4	286,626円	28,663円
要介護5	324,217円	32,422円

※入浴は別途費用が必要です。

夜間対応型訪問介護

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。

内容	費用のめやす	利用者負担(1割)
基本夜間対応型訪問介護費（1か月）	10,680円	1,068円
定期巡回サービス（1回につき）	4,022円	403円
随時訪問サービス（1回につき）	6,126円	613円

※オペレーションセンターを設置している場合のめやすです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

日中・夜間を通じて定期的な巡回や随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。



■連携型（同一建物に居住）の場合（1か月につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	52,362円	5,937円
要介護2	105,950円	10,595円
要介護3	175,920円	17,592円
要介護4	222,539円	22,254円
要介護5	269,138円	26,914円

※訪問看護を利用する場合は別途費用が必要です。

地域密着型通所介護

要介護1～5の人

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

■7時間以上8時間未満の場合（1回につき）

要介護度	費用のめやす	利用者負担(1割)
要介護1	7,702円	771円
要介護2	9,109円	911円
要介護3	10,557円	1,056円
要介護4	11,995円	1,200円
要介護5	13,433円	1,344円

※送迎を含みます。

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

要介護1～5の人

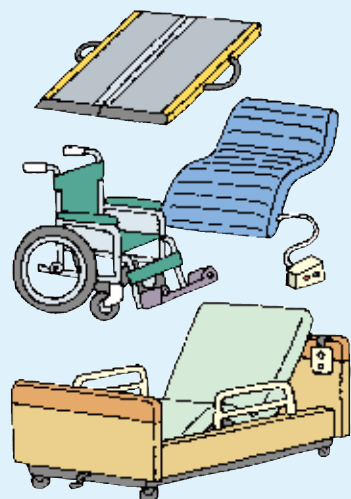
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。

福祉用具貸与の対象

- 手すり★
(工事をともなわないもの)
- スロープ★
(工事をともなわないもの)
- 歩行器★
- 歩行補助つえ★
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト
(つり具の部分を除く)
- 自動排泄処理装置
(原則として要介護4・5の人のみ)



■ 要支援1・2および要介護1の人は、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。

■ 自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1～3の人にも対象になります。

■ 全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

■ サービス費用について

福祉用具の種類や事業者によって異なります。(全国平均貸与価格に基づく上限額が設定されています。)

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給) 申請が必要です!

要介護1～5の人

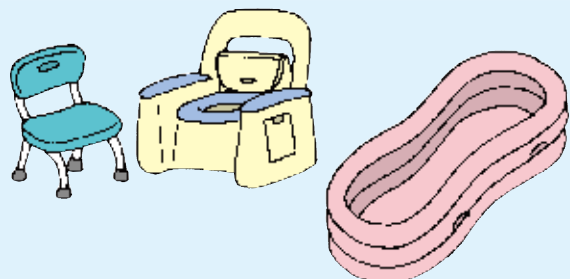
下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

要支援1・2の人

介護予防に役立つ下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、費用が支給されます。

特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器



■ 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

■ サービス費用について

一年度につき購入費用10万円を上限に利用者負担分(1～3割)を除いた額が支給されます。

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給 工事前・工事後の2回申請が必要です!

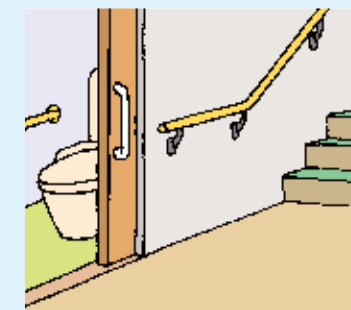
要介護1～5の人

要支援1・2の人

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

介護保険でできる住宅改修の例

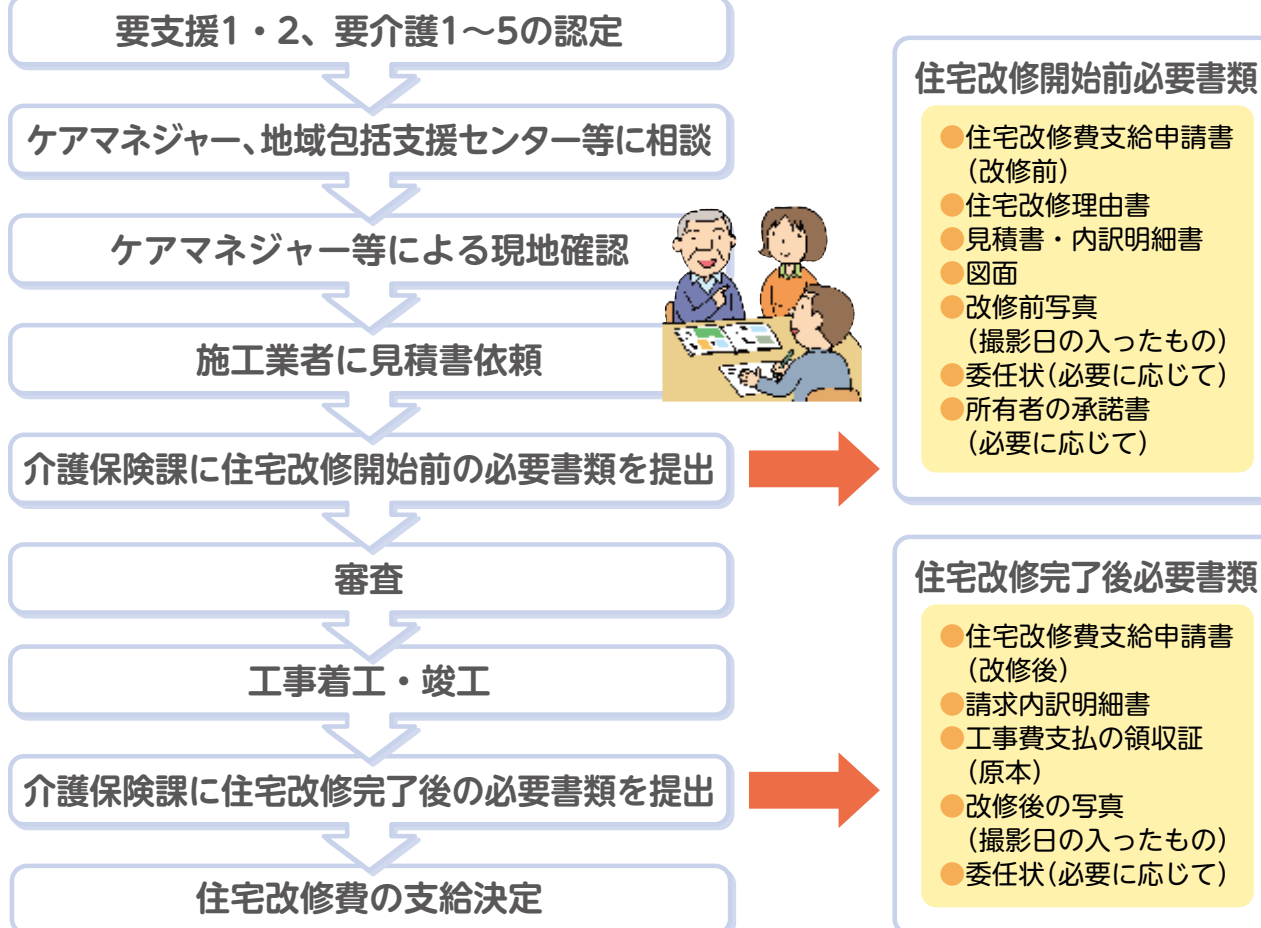
- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取付け」
 - 「段差解消」のためのスロープ設置など
 - 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
 - 引き戸などへの「扉の取替え」
 - 洋式便器への「便器の取替え」など
- ※上記の改修に付帯して必要となる工事も支給の対象になります。



■ サービス費用について

原則として住宅一棟につき改修費用20万円を上限に利用者負担分(1～3割)を除いた額が支給されます。

住宅改修利用相談から工事・支払までの流れ



施設サービス ※要支援1・2の人は利用できません。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



要介護3～5の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
※新規入所できるのは、原則として要介護3～5の人です。

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5の人

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

介護療養型医療施設（療養病床等）

要介護1～5の人

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

介護医療院

要介護1～5の人

長期の療養を必要とする人が、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

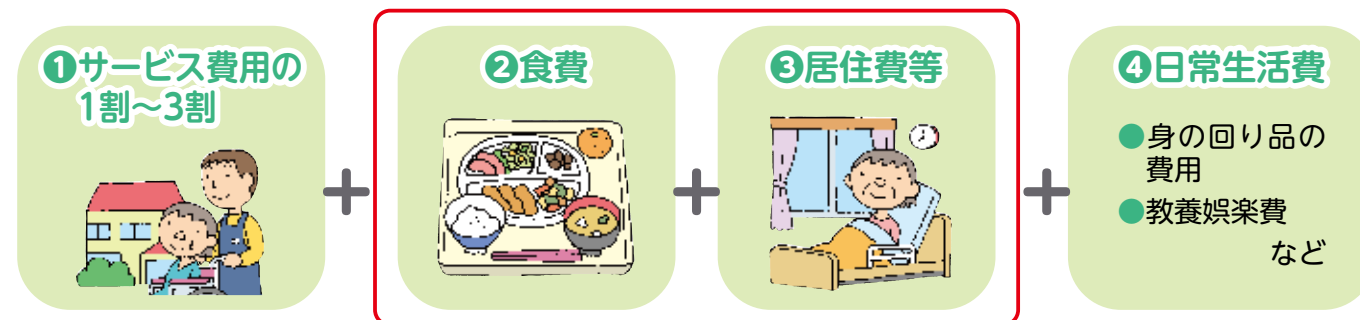
サービスの利用料（利用者負担1割の場合・1か月）

要介護度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
要介護1	—	24,279円	21,136円	25,419円
要介護2	—	25,758円	24,063円	28,777円
要介護3	21,937円	27,668円	30,256円	36,079円
要介護4	24,032円	29,239円	32,967円	39,160円
要介護5	26,096円	30,903円	35,309円	41,964円

※市内施設（6級地）の多床室に30日入所した場合のみです。

施設サービスの食費・居住費等

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所を含めて食費・居住費等も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準費用額が定められています。

【基準費用額】 施設における1日当たりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

食費：1,445円
 居住費等：ユニット型個室……2,006円
 ユニット型個室的多床室…1,668円
 従来型個室……1,171円（介護老人福祉施設）、1,668円（それ以外）
 多床室……855円（介護老人福祉施設）、377円（それ以外）

●低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。**毎年申請が必要です。**

①②のいずれも満たす場合に、給付の対象となります。

- ①本人・配偶者（別居・内縁を含む）、世帯員の全員が住民税非課税
- ②預貯金等が下記の金額以下

第1段階：単身1,000万円以下、夫婦（別居・内縁を含む）合計2,000万円以下
 第2段階：単身650万円以下、夫婦（別居・内縁を含む）合計1,650万円以下
 第3段階①：単身550万円以下、夫婦（別居・内縁を含む）合計1,550万円以下
 第3段階②：単身500万円以下、夫婦（別居・内縁を含む）合計1,500万円以下

※上記にかかわらず、第2号被保険者は単身1,000万円以下、夫婦（別居・内縁を含む）合計2,000万円以下です。

■負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	食費		居住費等			
	短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ●高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	600円	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階① 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,000円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階② 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,300円	1,360円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設の従来型個室を利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

介護が必要とならないために

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、所沢市が行う介護予防のサービスです。利用者の心身の状態などに合わせて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

❗ いままで介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」として、介護予防・生活支援サービス事業からの提供になりました。

利用できる人

介護予防・生活支援サービス事業を利用できるのは…

- ① 要支援1・2の人
- ② 介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業を利用した後でも、要介護認定を申請することができます。

※40～64歳の方が介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、要介護認定を申請して要支援1・2と認定される必要があります。

※高額介護サービス費や低所得者助成金についても、サービス内容により対象となっています。



一般介護予防事業を利用できるのは…

- 65歳以上ならだれでも利用できます
- ※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



利用できるサービス

● 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス (原則として①の方)

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助 (P25)



通所型サービス (原則として①の方)

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど (P27)



短期集中チャレンジ講座 (①②の方)

- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス

● 一般介護予防事業

- 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
- 介護予防に関するパンフレット配布や教室・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
- 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。
- 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。



● 上記事業のほかにも様々な事業があります。

詳しくは、お住まいの地域の地域包括支援センター（裏表紙）
市高齢者支援課（☎04-2998-9120 FAX.04-2998-9138）
市健康づくり支援課（☎04-2991-1813 FAX.04-2995-1178）へお尋ねください。

高齢者のための保険給付以外のサービス

保険給付によるサービスのほか、所沢市では高齢者（65歳以上）に対して様々なサービスを提供しております。

高齢者支援課（☎2998-9120）が窓口となるサービス

1 救急医療情報キットの配布

かかりつけ医などの医療情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することにより、いざという時に救急隊員が迅速に救急活動を行えます。高齢者がいる世帯を対象に、無料配布します。

2 緊急通報システムの貸与

一人暮らしの高齢者等で、慢性的な疾病があり、緊急性のある病状の変化が予測される方に、緊急通報用の機器を貸与します。急病などの緊急時に簡単な操作で民間のオペレーションセンターへ通報をすることができ、救急車の要請などを行います。利用を希望される方は、各地域包括支援センター（裏表紙）へご連絡ください。※65歳未満で重度身体障害者の方は、障害福祉課（☎2998-9116）へご連絡ください。



3 高齢者みまもり相談員

相談員がひとり暮らしの高齢者・日中単身高齢者・高齢者のみの世帯で、他のサービスの利用がない方の家庭を訪問し、安否の確認や話し相手、市からの情報提供を行います。利用を希望される方は、各地域包括支援センター（裏表紙）へご連絡ください。



※これらの事業には、いずれも対象者などの要件がありますので、くわしくは高齢者支援課へご相談ください。

4 高齢者配食サービス事業

高齢者が安心して自宅で暮らし続けることができるよう、市が指定した配食サービス事業者がお食事を提供します。指定事業者・料金・サービス内容を記載したパンフレットをお届けいたしますので、利用を希望される人は、各地域包括支援センター（裏表紙）へご連絡ください。

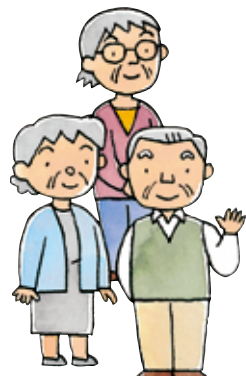
5 特定在宅高齢者介護手当

市内で要介護4以上の高齢者と同居し、自宅で常時介護している方（直近1年の間に、ショートステイ・入院などが月7泊以内で6か月継続していること）に年度1回40,000円を支給します。



6 在宅介護者リフレッシュ事業

特定在宅高齢者介護手当を受給している在宅介護者の健康増進等のため、はり・きゅう・マッサージの施術を低額で利用できる「在宅介護者リフレッシュ事業利用券」を交付します。



障害福祉課（☎2998-9116）が窓口となるサービス

1 タクシー利用券の支給

在宅の重度心身障害者が外出のためにタクシーを利用する場合、その料金の一部を利用券として補助します。



2 自動車ガソリン費の補助

在宅の重度心身障害者の外出のために使用される自動車のガソリン費の一部を補助します。※1と2は選択制です。



3 障害福祉サービスの利用

障害者手帳等をお持ちの人で、介護保険制度のサービスだけでは必要な身体介護等が不足する場合、障害者総合支援法の制度により、不足する部分の身体介護等について支給ができる場合があります。

社会福祉協議会が窓口となるサービス

1 車いすの短期貸出しについて（☎2925-0041）

旅行や通院などで、一時的に車いすを利用したい人へ、無料貸出を行っています。貸出期間に応じてお近くの車いすステーションのご案内も行っています。

2 成年後見事業（☎2929-1711）

成年後見制度に関することや申立ての手続きに関する相談をお受けします。

3 福祉サービス利用援助事業（☎2929-1711）

一人で判断することに不安のある高齢者に対し、福祉サービスの利用をお手伝いします。その他、日常の暮らしに必要な事務手続き、お金の出し入れ、大切な書類をお預かりします。

4 コミュニケーション支援事業（☎2939-5064 FAX2923-4780）

手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。耳が聞こえない・聞こえにくい方にご相談ください。費用は無料です。



健康づくり支援課（☎2991-1813）が窓口となるサービス

1 相談・訪問指導事業

在宅療養中で外出が困難な人や、介護の必要な人、介護中のご家族を対象に、保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士等が訪問し、介護方法、療養方法、リハビリ等の相談に応じます。

2 教室・つどい

身体的な病気などで運動や外出の機会が少ない方に、理学療法士・作業療法士が運動指導等を行っています。（74歳以下）また、脊髄小脳変性症や失語症者のつどいを行っています。

歯科診療所あおぞら（☎2995-1171）が窓口となるサービス

在宅要介護高齢者歯科診療

在宅の寝たきり状態の高齢者に対して、歯科診療を行います。診療は歯科診療所あおぞら（保健センター内）で行っています。訪問が必要な人には、相談に応じています。

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。それぞれが専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら介護予防に関するマネジメントをはじめ、総合的に高齢者を支えます。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号 FAX番号	担当地域
所沢 地域包括支援センター	御幸町1-16-207 所沢スカイライズタワー	2926-4426 2926-4422	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町・西所沢・星の宮・くすのき台1丁目～2丁目
松井東 地域包括支援センター	下安松963-4	2951-5500 2941-2221	松郷・下安松・東所沢和田
松井西 地域包括支援センター	上安松1283-4	2994-1615 2994-1612	西新井町・東新井町・牛沼・上安松・くすのき台の一部
柳瀬 地域包括支援センター	坂之下941-3 特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷内	2951-8887 2945-6878	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢
富岡 地域包括支援センター	中富1617 介護老人保健施設さんどめ内	2942-0067 2942-3588	中富・下富・神米金・北岩岡・北中・岩岡町・所沢新町・中富南
新所沢 地域包括支援センター	緑町3-12-17	2937-7105 2937-7106	緑町・泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台
新所沢東 地域包括支援センター	松葉町11-1 マルハビル5階	2968-8899 2968-7789	弥生町・美原町・北所沢町・花園・松葉町
三ヶ島第1 地域包括支援センター	三ヶ島5-551 ケアハウス所沢けやき内	2947-2837 2949-5301	三ヶ島・糞谷・堀之内・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘
三ヶ島第2 地域包括支援センター	東狭山ヶ丘6-2835-2 特別養護老人ホーム康寿園内	2926-7800 2946-8050	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭
小手指第1 地域包括支援センター	北野3-1-18 特別養護老人ホームロイヤルの園内	2947-1211 2947-1223	上新井・小手指元町・小手指南・小手指台・北野・北野南・北野新町・小手指町5丁目
小手指第2 地域包括支援センター	小手指町2-12-7 セイザン小手指1階	2968-3311 2968-3319	小手指町1丁目～4丁目
山口 地域包括支援センター	山口5257-3	2928-7525 2928-7526	山口・上山口
吾妻 地域包括支援センター	久米1538-2 特別養護老人ホームところの苑内	2929-6965 2929-6956	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米・荒幡・松が丘・くすのき台3丁目
並木 地域包括支援センター	中新井3-20-35-107	2943-7333 2943-8558	こぶし町・若松町・下新井・中新井・並木・北原町

※お問い合わせ時間：9：00～17：00（土日・休日・年末年始を除く。ただし、緊急時は365日24時間対応。）

※担当地域については、一部異なる場合があります。

※地域包括支援センターは、所沢市の委託により社会福祉法人・医療法人等が運営しています。

担当課：高齢者支援課 TEL：2998-9120 FAX：2998-9138

介護保険に
ついての
お問い合わせは

所沢市 福祉部 介護保険課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL.04-2998-9420 FAX.04-2998-9410

「フレイル」に注意しましょう

外出を控えがちな生活が続くと、筋力や心身の機能の低下した状態（フレイル）になる恐れがあります。無理のない運動を毎日の生活に取り入れましょう。

簡単な体操を
視聴できる
ウェブサイトに
接続します。



令和5年7月版

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版
KG012261-S15